

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本理念

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して中学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目指さなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本的な考え方

下記の認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

- ① 「いじめは絶対に許されない」
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」

4 いじめの構造・態様・動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

(2) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令や脅し、性的な辱め、メールやネットの書き込み等による誹謗中傷、噂の流布、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

(3) いじめの動機

- ①嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ②支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ③愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ④同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ⑤嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ⑥反発、報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ⑦欲求不満（いらいらを晴らしたい）

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙 1 参照 ※ 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙 2 参照 ※ 緊急時の組織対応（いじめへの対応）

6 いじめの未然防止

(1) 日常の授業における指導の充実

- ①規範意識、所属意識を互いに高める集団づくり
- ②班、学級、学年の集団内での存在感、自己肯定感を持たせる居場所づくり
- ③コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ④関係機関との連携による生徒の情報収集

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ①学級活動における望ましい人間関係づくり
- ②生徒会活動やボランティア活動の充実による思いやりのこころの育成

(3) 教育相談の充実

- ①面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ①人権意識の高揚
- ②講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ①防犯教室、ネットモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ①いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ②学校の情報発信の促進

7 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

別紙 3 参照

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4 参照

(4) 相談体制の整備

- ①相談窓口の設置・周知
- ②外部の相談機関の紹介
- ③スクールカウンセラーの活用
- ④心のサポーターの活用

(5) 定期的調査の実施

- ①生活調査の実施（4月、10月、2月）
- ②いじめアンケートの実施（11月、）

(6) 情報の共有

- ①報告経路の明示、報告の徹底
- ②職員会議等での情報共有
- ③要配慮生徒の実態把握
- ④進級時の引継ぎ

8 いじめへの対応

生徒のいじめ行為を直接発見した場合には、その行為をすぐ止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛、心配や不安を取り除くとともに、いじめられている生徒の立場や心情に配慮し、継続的に支援する。

ア 安全・安心を確保する。

イ 心のケアを図る。

ウ 今後の対策について、ともに考える。

エ 暖かい人間関係をつくるための支援を行う。

②いじている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじている生徒に、直ちにその行為をやめさせ、改善するまで強い指導を行う。

ア いじめの事実を確認する。

イ 今後の生き方を考えさせる。

(2) 関係集団への対応

生徒達に、いじめを絶対に許さないという意思を持たせ、自分たちでいじめを止める力を育てる指導を行う。

- ①自分の問題として捉えさせる。
- ②望ましい人間関係づくりに努める。
- ③個人を尊重する集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対する対応

- ア 相談されたケースには学校への不信感が生じないように誠実に対応する。
- イ いじめられている生徒の立場に立ち、じっくりと話を聞く。
- ウ 的確に事実を把握して迅速に対応し、早期に安心して登校できるようにする。
- エ 親子のコミュニケーションや家族のサポートなどの協力を求める。

②いじている生徒の保護者に対して

- ア 事実を確認したら速やかに面談し、詳細について説明する。
- イ 被害生徒やその保護者の心情に配慮する。
- ウ 保護者の協力が無い限り行動が改善できないことを理解してもらう。

(4) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、情報の交換だけではなく、一体的な対応を行う。

①教育委員会との連携

- ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- イ 関係機関との調整

②警察との連携

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係機関との連携

- ア 専門機関による家庭での養育に関する指導・助言
- イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ア 専門医による精神保健に関する相談
- イ 専門医による精神症状についての調査

9 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(1) ネットいじめの予防

①保護者への啓発・協力依頼

- ア インターネット・携帯電話の使用に関する保護者の見守り
- イ フィルタリング

②情報教育の充実

- ア 教科におけるネットモラル教育の充実

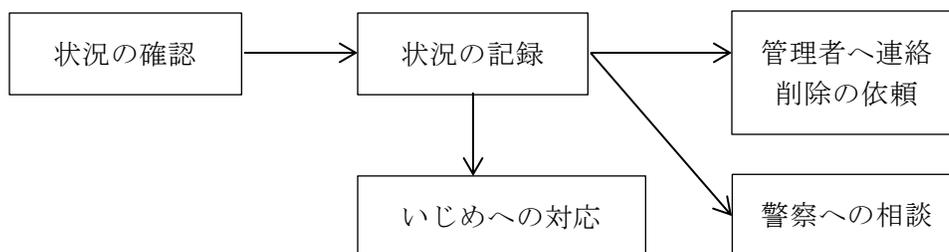
③ネット社会についての講話・研修会の実施（保護者・教員、生徒）

(2) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ア 被害者からの訴え
- イ 閲覧者からの情報
- ウ 市教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールによる情報
- エ 学校独自のネットパトロールによる情報

② 不当な書き込みへの対処



10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な障害を負った場合
- エ 高額な金品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
- イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

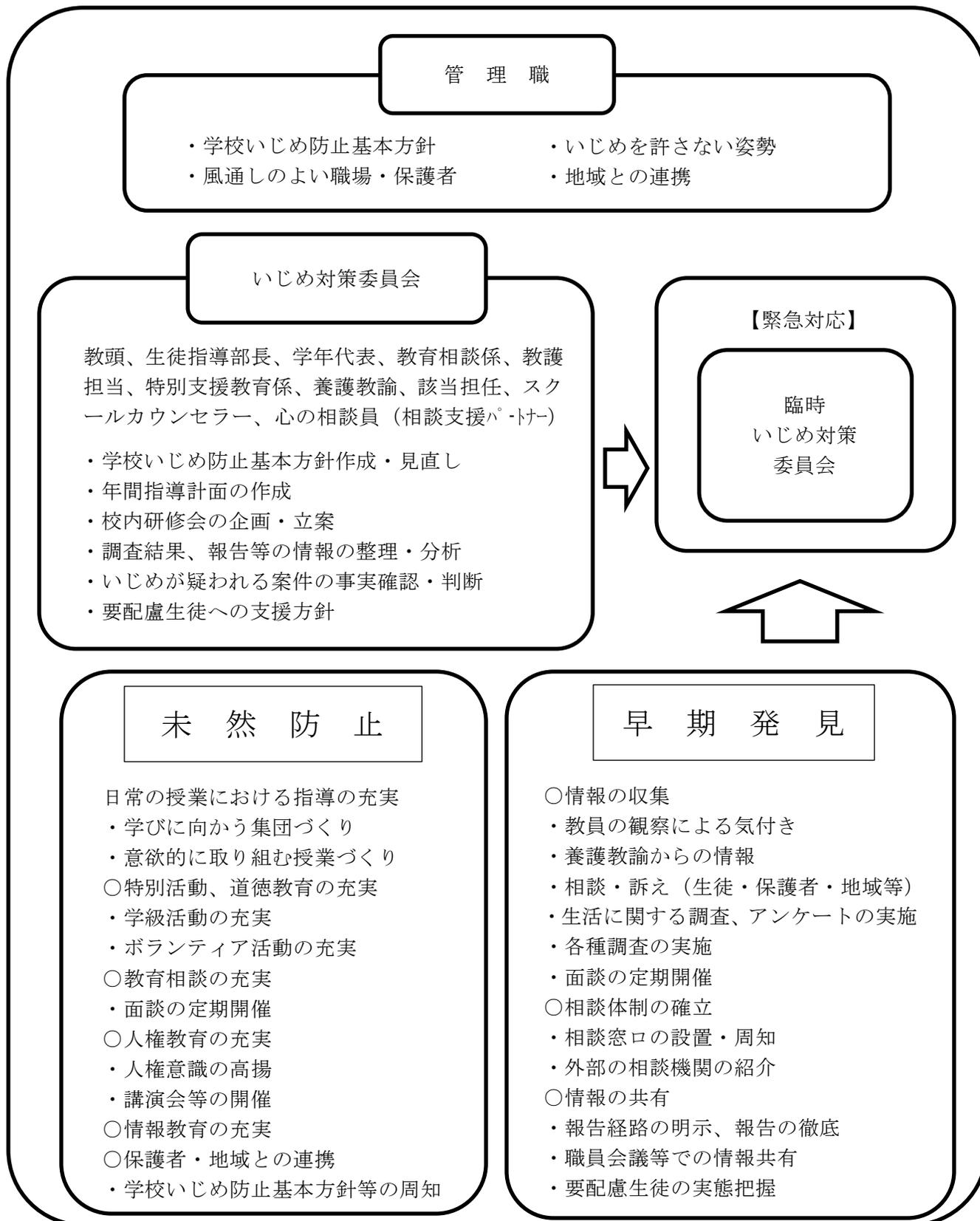
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チーム等の支援を得て解決にあたる。

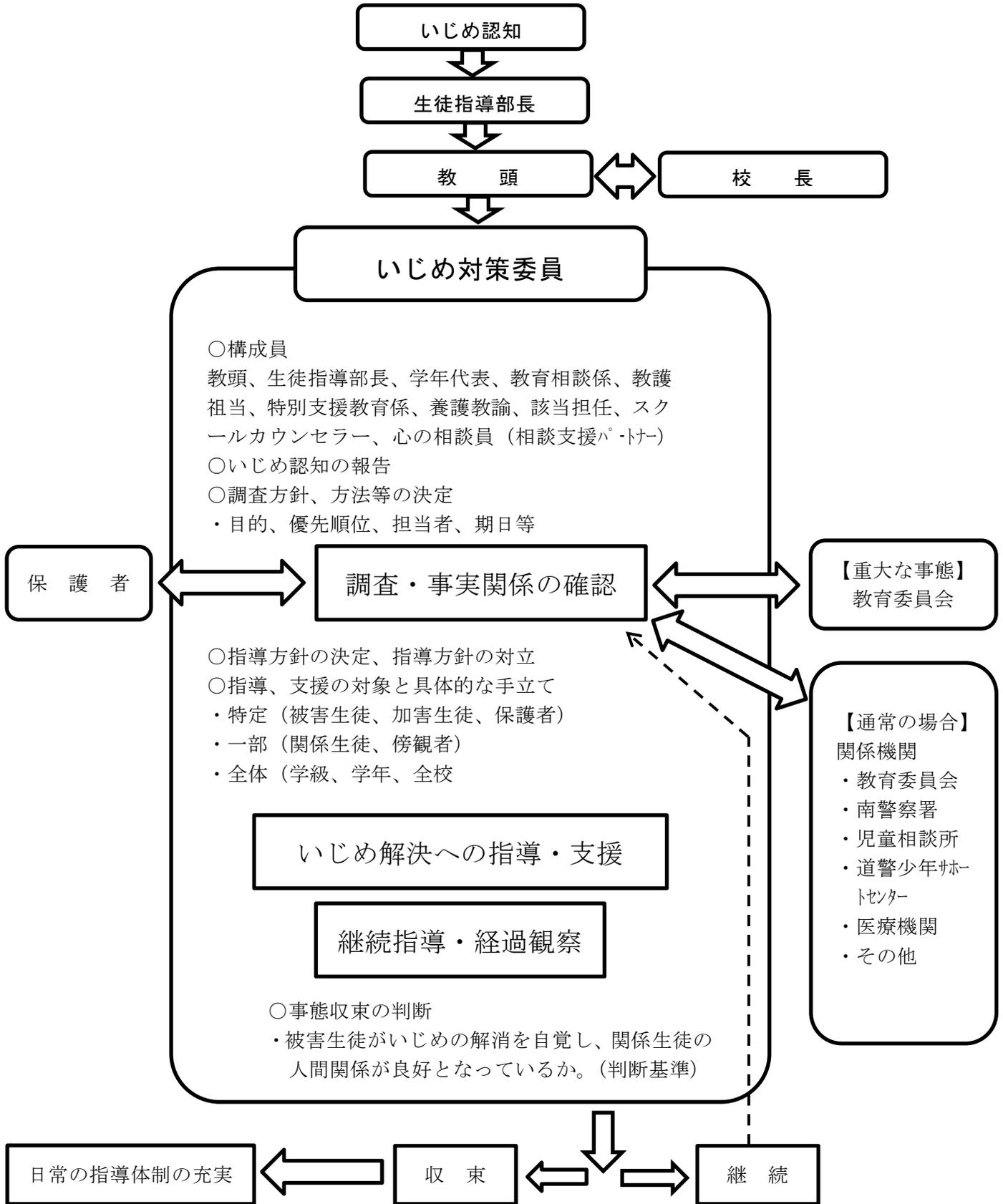
いじめ防止の年間計画

月	活動内容
4月	上旬：生徒指導研修会 中旬：生活に関する調査①の実施 下旬：教育相談週間（～5月中旬） 下旬：大型連休中の生活心得（保護者向け）配布
5月	上旬：春の交通安全指導（登校状況の観察） 中旬：学校説明会
6月	中旬：第1回PTA厚生部「見守り運動」（登下校状況等の観察）
7月	中旬：夏季休業中の生活心得（保護者向け）配布 下旬：真駒内曙中学校区青少年健全育成推進会総会 下旬：防犯教室（3年に1回はネットモラルの内容）
8月	上旬：藻岩下地区夏祭りの巡視（真駒内曙中学校区青少年健全育成推進会） 中旬：真駒内本町地区夏祭りの巡視（真駒内曙中学校区青少年健全育成推進会） 中旬：真駒内上町地区夏祭りの巡視（真駒内曙中学校区青少年健全育成推進会）
9月	下旬：第2回PTA厚生部「見守り運動」（登下校状況等の観察）
10月	上旬：秋の交通安全指導（登校状況の観察） 下旬：生活に関する調査②の実施
11月	上旬：教育相談週間（～11月下旬） 中旬：いじめのアンケート調査（市教委） 下旬：いじめのアンケート調査の集計、分析、個別対応 下旬：第3回PTA厚生部「見守り運動」（登下校状況等の観察）
12月	中旬：冬季休業中の生活心得（保護者向け）配布 下旬：真駒内屋内競技場・真駒内屋外競技場の巡視（南地区学校教護協会）
1月	中旬：真駒内屋内競技場・真駒内屋外競技場の巡視（南地区学校教護協会） 下旬：第4回PTA厚生部「見守り運動」（登下校状況等の観察）
2月	上旬：生活に関する調査③の実施 上旬：教育相談週間（～2月下旬）
3月	下旬：年度末・春季休業中の生活心得（保護者向け）配布

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている生徒サイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	いじめられている生徒のサイン
登 校 時 朝の短学活	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机の周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れ、破れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 持ち物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放 課 後 等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。 <input type="checkbox"/> 用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

いじめている生徒のサイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

教室でのサイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁、机や椅子等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でのサイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする。
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。
<input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。